

# 都外から大田区に転入された方

他道府県で発行された受給者証の有効期間と更新状況によりお手続きが変わります。

		他道府県で更新手続きをしている方	他道府県で更新手続きをしていない方
有効期間	満了前	転入申請ができます。 お早めにご申請ください。	転入申請ができます。転入と同時に更新申請 ができないため、お早めにご申請ください。
	満了後	更新後の受給者証が届いてから、 転入のお手続きをしてください。	新規申請をしてください。 (臨床調査個人票が必要です。)

## 1 必要な書類【マイナンバーによる情報連携を希望する方】

申請書の「保険情報」欄は、保険情報の記入が必須です。保険情報が記入できるようにご準備ください。  
1・2・4・6の書類は窓口でお渡しします。

書類名		説明
1	特定医療費支給認定申請書	
2	他道府県からの情報提供にかかる同意書	
3	他の道府県で発行された受給者証	申請時点で有効な受給者証をお持ちください。 更新後の受給者証が届いている場合は、その受給者証もお持ちください。
4	個人番号にかかる調書(指定難病用)	以下の方のマイナンバーを記載してください。 【会社の健康保険等】 ・患者ご本人(患者が18歳未満の場合は患者ご本人及びその保護者) ・被保険者  【その他の医療保険】 ・患者ご本人(患者が18歳未満の場合は患者ご本人及びその保護者) ・世帯で同じ医療保険に加入している方全員
5	マイナンバーを確認できる書類	患者ご本人のもの
6	公的年金等の収入に係る申出書	障害年金、遺族年金等の収入がある方は、金額がわかるもの
7	自己負担上限月額管理票の写し等	「高額かつ長期」を新たに申請する場合は、必要です。すでに認定されている方は不要です。
8	患者以外の難病医療費助成制度の受給者証の写し	患者と同じ医療保険上の世帯で、患者以外に医療費助成を受けている方がいる場合は提出が必要です。(その方の資格確認書等の写しも必要)
9	小児慢性特定疾病医療受給者証の写し	次のいずれかの場合は提出が必要です。 ・患者ご本人が同制度の医療費助成を受けている。 ・患者と同じ医療保険上の世帯員が同制度の医療費助成を受けている。(その方の資格確認書類等の写しも必要)
10	本人の身元確認書類	顔写真付きのもの1点もしくは顔写真なしのもの2点

※ 65歳未満の方は、大田区心身障害者福祉手当の申請ができます。申請をする場合は、印鑑(スタンプ印等は不可)と口座情報がわかるものをお持ちください。

## 2 必要な書類等 【マイナンバーによる情報連携を希望しない方】

1・2・4 の書類は窓口でお渡しします。

書類名		説明
1	特定医療費支給認定申請書	
2	他道府県からの情報提供にかかる同意書	
3	他の道府県で発行された受給者証	申請時点で有効な受給者証をお持ちください。 更新後の受給者証が届いている場合は、その受給者証もお持ちください。
4	公的年金等の収入に係る申出書	非課税世帯の方は提出してください。 障害年金、遺族年金等の収入がある方は、金額がわかるもの
5	住民票	・世帯全員、続柄の記載がある、申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。
6	世帯の所得を確認するための書類	・会社の医療保険等に加入している場合は患者ご本人分(被扶養の場合は被保険者分も)、その他医療保険の場合は世帯で同じ医療保険に加入している方全員分の課税証明書等
7	医療保険の資格情報が確認できる書類の写し	以下の方の確認書類をお持ちください。 【会社の健康保険等】 ・患者ご本人(患者が18歳未満の場合は患者ご本人及びその保護者) ・被保険者  【その他の医療保険】 ・患者ご本人(患者が18歳未満の場合は患者ご本人及びその保護者) ・世帯で同じ医療保険に加入している方全員
8	自己負担上限月額管理票の写し等	「高額かつ長期」を新たに申請する場合は必要です。 すでに「高額かつ長期」に認定されている方は不要です。
9	患者以外の難病医療費助成制度の受給者証の写し 医療保険情報に関する写し	次のいずれかの場合は提出が必要です。 ・患者ご本人が同制度の医療費助成を受けている。 ・患者と同じ医療保険上の世帯員が同制度の医療費助成を受けている。(その方の資格確認書類等の写しも必要です。)
10	小児慢性特定疾病医療受給者証の写し 医療保険情報に関する写し	
11	本人の身元確認書類	顔写真付きのもの1点もしくは顔写真なしのもの2点

※ 65歳未満の方は、大田区心身障害者福祉手当の申請ができます。申請をする場合は、印鑑(スタンプ印等は不可)と口座情報がわかるものをお持ちください。